

[事案 27-37] 遡及解約請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

年金支払開始日前の保険会社による説明が不十分であったことを理由に、年金支払開始日前に遡及しての解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 8 月に配偶者（平成 26 年 3 月死亡）が契約した個人年金保険について、以下の理由により、平成 25 年 8 月の年金支払開始前に遡及して解約してほしい。

- (1) 契約者（配偶者）は、年金支払開始後も本件契約が継続するように、自分を通じて、保険会社に対して契約者貸付金の一部を返済したが、保険会社は、契約者が当該金額を返済した場合に、支払われる年金額について説明していなかった。
- (2) 自分が十分に説明を受けていれば、契約者は契約者貸付金の一部を返済してまで契約を継続させることはなかった。

<保険会社の主張>

契約者貸付金の返済は、契約者および申立人の意向に沿って、契約者貸付金の一部返済による減額後の年金額を説明したうえで、適切に手続されたものであり、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約者貸付金返済時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約者貸付金返済時において保険会社の説明に不十分な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。